

令和7年度事業計画



社会福祉法人 川越市社会福祉協議会

令和7年度事業計画目次

1	基本理念	1
2	基本方針	1
3	中期計画推進事業	2
	(1) 第五次地域福祉活動計画	
	(2) 第3次社協発展・強化計画	
4	令和7年度拡充事業	2
5	重点項目、実施事業	3
	(1) 地域福祉活動団体への支援体制の充実・強化	3
	(2) 様々な団体の地域活動への参画と連携体制の構築	4
	(3) 地域福祉を担う人材の確保と育成	4
	(4) 住民ニーズに応じた包括的な支援事業の整備	5
	(5) 質の高いサービスの提供	6
	(6) 職員力の向上	7
	(7) 広報活動の強化	7
	(8) 財源の確保	8
	(9) 事業運営体制の強化	8

令和7年度事業計画

1 基本理念

地域共生社会の理念である「制度・分野の枠や、『支える側』『支えられる側』という関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域や社会を作るという考え方」を根底に置き、その実現を目指すものです。

「笑顔で迎え 出会いがつながり 絆が深まるまち 川越」

2 基本方針

本会が目指す基本理念を実現するため、中長期の活動展開の方針として、基本方針を位置づけています。3つの基本方針に基づき、本会に求められる役割の実現と、その目的達成に必要な財政基盤及び組織機能の強化を推進します。

(1) 地域福祉への関心を高め、支え合う地域づくりを推進します

地域共生社会の実現に向け、市民、地域組織、ボランティア団体、関係機関及び行政等と連携協働を図り、地域における幅広い支援のネットワークを構築し、身近な地域で住民同士が支え合う福祉のまちづくりに取り組みます。

(2) 福祉サービスを充実し、だれもが安心して暮らし続けられる体制を整備します

地域における市民の生活を支える福祉サービスを充実させ、多種多様なニーズに応える福祉サービスの推進強化に取り組みます。

(3) 信頼され、安定した法人経営を目指します

地域住民から信頼される職員となるため、責任感と行動力のある人材の育成、働きやすくやりがいの感じられる職場づくりに努めます。

また、安定的、継続的な経営や組織基盤を強化し、安定した法人経営に取り組みます。

3 中期計画推進事業

この事業計画は、「第五次地域福祉活動計画（みんなでつくる福祉のまち川越プラン）」（令和３年度～８年度）及び「第３次社協発展・強化計画」（令和３年度～８年度）の両計画に基づき、市民が身近な地域社会の中で、生活の自立と社会参加を果たせる仕組み、誰もが生きがいのある幸せな生活ができる仕組みの構築に向けて、地区社協をはじめとする様々な機関・団体と連携・協働に努めていきます。

さらに、川越市と連携し地域福祉サポートシステムの機能強化に取り組むことにより、重層的支援体制整備事業を推進していきます。

(1) 第五次地域福祉活動計画

【基本施策】

地域福祉サポートシステムの機能強化（重層的支援体制整備事業）

- ① 地域福祉のきっかけづくり
- ② 支え合いの縁(円)づくり
- ③ 不安の少ない暮らしづくり

(2) 第３次社協発展・強化計画

【基本方針】

- ① 地域福祉への関心を高め、支え合う地域づくりを推進します
- ② 福祉サービスを充実し、だれもが安心して暮らし続けられる体制を整備します
- ③ 信頼され、安定した法人経営を目指します

4 令和７年度拡充事業

「第五次地域福祉活動計画」及び「第３次社協発展・強化計画」の５年目となる本年度は、「地域福祉サポートシステム」のさらなる推進のため、地域住民をはじめ、行政機関、福祉関係団体、福祉施設、ＮＰＯ及び民間企業等の多様な主体が連携・協働し、「地域共生社会」を実現させるよう、次の事業の拡充に取り組めます。

- ・ 地域共生社会の実現に向けて多様な主体による参加・協働する場づくりなど、地域の「つながり」を活かした支援体制の充実
- ・ 狭間のニーズに対応するための支援ネットワークの連携強化
- ・ こどもの居場所づくり等、子どもやその家族を対象とした支援事業の充実

- ・「自立支援・生きがいづくり・健康の維持増進」の契機となる事業の展開

5 重点項目、実施事業

(1) 地域福祉活動団体への支援体制の充実・強化

① 地区社協等住民団体への財政的支援の拡充

地区社協及び地域で行う非営利の福祉活動に対し、取組内容の相談に応じるとともに、活動の周知や助成金の交付を実施する。

② 住民ニーズに応じた支え合い、助け合い体制の基盤整備

ア 地域の見守り活動、サロン活動や生活支援サービスなど、住民が主体となる支え合い、助け合い活動を支援するとともに、取組の在り方や実施方法等の相談に地区担当職員（コミュニティソーシャルワーカー（CSW）兼生活支援コーディネーター（SC））が応じる。

イ 地域住民と協働して支え合い、助け合い体制を創るため、既に行われている活動の運営支援及び新たな活動の場づくりなどを支援する。

ウ 学校や地域で福祉の心を育み、実感できる場を提供し、支え合い、助け合いについて考える機会を設ける。

エ 地域交流活動の推進に向けた取組の提案や場づくりの提案を行う。（eスポーツやボッチャ等交流事業の提案）

③ CSWを担う地区担当職員の活動体制の強化

ア 定期的にCSWミーティングを実施し、他の地区の取組事例や活動状況を把握することで、CSWとしての知識を深め対応力の向上を図る。

イ 個別支援ケースに関する組織内での横のつながりを強化するとともに、関係機関との情報共有及び連携を図る。

④ 地区別福祉プランの周知及び進行管理の徹底

地区社協が中心となって進行管理できる体制をつくるため、地区担当職員が地区社協や地区民児協の会議等の場へ積極的に参画する。

⑤ 地区社協活動促進事業の見直し

地区社協役員や関係者と協力し、地区社協活動促進事業について振り返る場を設け、事業内容や課題等を検討し、地区の活動が促進できるように、既存のサービスの見直しを検討する。

(2) 様々な団体の地域活動への参画と連携体制の構築

① 地区社協等の会議に各分野の当事者団体、地縁団体、企業・法人等や関係機関が参加できる体制の整備

めぐり逢エールかわごえや小江戸こどもサポーターズ交流会等を開催し、関係機関や活動団体がつながる場を提供する。

② 各団体が開催する会議等で、地区社協や本会の事業を周知し、事業への連携・協力等の依頼

民児協定例会など地域活動を担う団体等の会議などに出向き、本会の事業への協力や他の団体の活動を周知するためのリーフレット等を配布し説明する。

③ 各団体が実施する活動や課題を把握し、地域づくり全体の視点から本会の事業や地区の取組みのマッチング等を検討する協議の場の設置

ア 本会の事業利用者や支援対象者に対して、生活状態や健康状態に合わせた支援につなぐことができるように、課を超えた情報共有を目的とした話し合いを必要に応じて実施する。

イ 各地区の地域資源を把握し、必要なサービスの創出を支援する。

ウ 地域貢献活動等に協力的な社会福祉法人や企業等と地域活動とのマッチングを行う機会として、地域福祉活動等の情報提供を行う。(めぐり逢エールかわごえ、地域の公益的な取組推進研修会、彩の国あんしんセーフティネット連絡会等の開催)

(3) 地域福祉を担う人材の確保と育成

① 地区社協福祉協力員等養成研修の協働開催

ア 地域住民に対して地域の見守り活動の重要性を伝え、人材育成の機会を増やすよう支援する。

イ 養成研修の内容についての情報提供や運営サポートなどを行い、地域活動の担い手育成を支援する。

② 福祉教育に携わる関係者と学び合うプラットフォームの構築

福祉教育ボランティア学習推進員等の関係者を対象に、豊かな福祉観を育むことを目的に、情報交換会を開催する。

③ 誰もが参加できるボランティア企画を実施

ア 誰でもいつでもボランティア情報を見られるように、SNS等を活用し、ボランティア活動者の増加につながるような周知の工夫を行う。

イ ボランティア講座等の申し込みをインターネット、FAXやハガキ等、

様々な方法で受付を引き続き行う。

④ 災害ボランティアセンターの運営体制整備

ア 災害ボランティア登録制度や災害ボランティアセンターの活動について紹介し、ボランティア登録を促進する。

イ 登録ボランティア等を対象にした研修会や災害ボランティアセンター訓練等を引き続き開催する。

ウ 災害時に被災地の自主防災組織（自治会）等と連携できるように、平時から顔の見える関係を構築する。

⑤ ボランティアアドバイザーの育成

ボランティアアドバイザーに対して、定期的に定例会、フォローアップを行い、スキルアップを図る。

⑥ ケアラー・ヤングケアラー支援推進事業の実施

支援関係団体や地域活動者を対象に、ケアラー・ヤングケアラーの理解を深めるとともに連携した支援ができるように研修会を開催する。

(4) 住民ニーズに応じた包括的な支援事業の整備

① 日常生活自立支援事業や法人後見事業が対象とならない支援ニーズへのサービスの事業化検討

② 既存事業では対応困難なニーズに応じたサービスの事業化を図るための情報収集、視察及び制度設計、モデル事業の試行等の実施

ア 県社協の研修等をとおして、他地区でサービス化された事業について情報収集を行うとともに、必要な知識の習得や対応困難なケースについて支援方法を学ぶ。

イ 対応困難ケースの支援体制を整備する多機関協働事業や支援会議等へ参画し、制度の狭間の課題への対応について協議する。

③ 子どもの貧困対策に関わる活動団体への支援体制整備

ア フードバンク川越と連携し、市内の子ども食堂やフードパントリー等を行う団体を支援する。

イ 本会による子ども食堂の立ち上げ支援や活動に対する周知啓発に対する支援を行う。

ウ 活動団体の把握、情報発信及び各団体が連携できるよう行政機関や関係機関と連携したネットワークを充実させる。（小江戸こどもサポーターズ交流会の開催）

エ 活動団体に助成金を交付し、活動の安定化を図る。

オ こども未来部など関係機関との情報共有や連携を図る。

カ 市内で開催されるイベントでフードドライブをおこなうとともに、福祉施設や企業等にフードドライブの参画を募り市内の子ども食堂やフードパントリー等を行う団体を支援する。

④ 外国籍の方に対する支援体制整備

ア 福祉教育を促進するにあたり、障害者や高齢者だけでなく、多文化共生についても触れ、多文化教育を促進する。

イ 生活福祉資金の貸付相談や貸付者に、“やさしい日本語”等を使い、償還等の相談を行う。

ウ 外国籍の方を支援する団体を把握し、地域で交流ができる場への参加支援を必要に応じて行う。

(5) 質の高いサービスの提供

① 総合福祉センター及び西後楽会館指定管理業務、高齢者・障害者の多種多様なニーズに応じた事業の実施

ア 高齢者及び障害者の自立支援・生きがいつくり・健康の維持増進を図る施設としての機能を充実させ、安心して利用しやすい施設運営を図る。

イ 継続的な社会参加に繋がるように、応募方式の講座のほか、通年で定期的に開催する自由参加の事業等を開催する。また、自治会館等地域に出向いて講座やレクリエーション等を体験する機会を設ける。

ウ 世代や障害の有無にかかわらず、交流を深められる事業を展開する。

エ 総合福祉センターでは、リハトレパークの運営方法等、現状の課題を整理し、市民ニーズに応じる体制を整備する。

オ おもちゃライブラリーの利用促進と併せ、子どもに関わる関係機関と連携し、子どもの発達における悩み事相談に応じる事業の実施等、子育て世帯に向けた支援体制の充実を図る。

カ 総合福祉センターは令和7年7月で30周年を迎えるため、記念イベントを実施する。

キ 西後楽会館では、大広間、会議室を利用した健康づくりや生きがいつくりを目的とした講座及びフレイル予防を目的に導入したトレーニング機器を使った健康づくり、介護予防等の取組を充実させる。

ク 個別ニーズに対応する取組として、総合福祉センター及び西後楽会館では、各種相談事業（医師相談、健康相談、リハビリ相談等）を通じて把握した個別の支援ニーズ等に対し、必要に応じて関係機関等と連携・協働した支援及び各センターで実施する事業等の企画に反映する。

ケ 両施設の管理運営業務は、利用者が安全に安心して利用できるよう設備

や備品等の管理を行うなど、施設内外の環境整備に努める。

② デイサービス事業(デイリハおあしす、地域活動支援センター)

各事業の特性に応じた機能訓練の展開と利用者ニーズに即したサービスの充実・強化を図る。

ア デイサービス事業を社協が運営している意義として、制度の狭間にある課題への対応など、重層的支援体制整備事業の対象者の受入れなど、多機関と連携、協働を図りながら、支援ニーズに応じた事業展開を図る。

イ 在宅生活を支える視点で訪問業務を行うなど、利用者の自立に向けて日常生活の課題を掘り起こし、必要に応じて地域包括支援センターや民生委員等の関係機関と連携を図りながら自立生活を支援する。

ウ 障害者や高齢者のデイサービス事業の合同行事など行い交流を図る。

エ 法改正に応じたサービスの提供など、新たな取組を積極的に行う。

(6) 職員力の向上

① 職員間での内部研修の実施

ア 研修の記録や資料以外にも、県社協等で行われる担当省会議等の記録や資料も共有する。

イ 課長会議や課内会議で情報共有、課題の把握をし、内部研修の内容を検討する。

ウ 登録ヘルパーの資質向上のため、業務内容に沿った内部研修を実施する。

② 人事評価制度の導入に向けた目標管理制度の実施

設定したキャリアパスを基に、目標設定と評価を一部の部門で試行的に実施する。

③ 職員間で知識、経験及び情報の共有化

ア 他課にまたがるケースについてはケース会議を開けるように調整する。

イ 課長会議や課内会議等で検討した内容をグループウェアで公開し、課を超えた情報共有を行い、職員の意識の統一を図る。

④ 社会福祉関係資格の取得促進

社会福祉士等の資格取得を促進する。

(7) 広報活動の強化

① 誰もが興味を持つ福祉情報の発信方法等の工夫

ア SNSを活用し、福祉に関する情報を定期的に掲載する。

イ 効果的な広報作成のために研修を受講し、伝わる・魅力ある発信ができるように工夫する。

ウ こどもの居場所など地域活動の情報を定期的に掲載する。

エ 社協パンフレット作成のための検討を行う。

② 広報の強化に向けた体制づくり

編成部の会議等の場で定期的に検討する。

(8) 財源の確保

① 新たな財源確保の手段の検討及び実施

ア 特定の事業向けの寄付を募るための仕組みを検討する。

イ 他市の取組状況を調査し、新たな財源確保を検討する。

② 社協会費、共同募金及び寄付の財源確保の必要性の周知及び幅広い募金方法の展開

ア 集金に協力してもらっている自治会や住民の方に、制度や使いみちなどを分かりやすくするためのチラシを作成する。また、各地区社協に積極的に説明を行う。

イ 新規企業の開拓や企業に募金、会費等を周知し、協賛企業を募る。

(9) 事業運営体制の強化

① 自主事業の経営的視点からの見直し

引き続き介護保険事業検討会を開催し、介護保険法の改定に応じた適切な運営を図るための、人員配置や地域のニーズに応じた事業運営方針等の見直しを検討する。

② ICT技術の活用及びワークライフバランスなどの職員の働き方改革の実施

導入済みの基幹システムや業務改善システムを活用し、IT化や業務の効率化を図る。

③ 危機管理体制に関する内部研修の実施

ア 個人情報や現金管理などに関する内部研修を行う。

イ 業務上のヒヤリ・ハットを作成し、共有する

④ 事業継続計画（BCP）に基づいた実践演習等の実施及び課題検討の場の設置

年に一回、図上訓練とその振り返りを行う。

⑤ 適正な組織管理・人事体制の整備

資格や専門性を持った職員が適正な業務につくような体制を検討する。